

令和 年 月 日

参加申込兼資格審査申請書兼質問書

神戸市長 あて

所在地 _____

法人・団体名 _____

代表者役職・氏名 _____ 印

下記業務の委託事業者公募（プロポーザル）に参加したいので、資格審査を申請します。また、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

記

1 件名 令和3年度 KOBE “にさんがろく” PROJECT 事務局運営業務

2 提出書類

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 参加申込兼資格審査申請書兼質問書【様式1】 | 1部 |
| (2) 誓約書【様式2】 | 1部 |
| (3) 神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書【様式4】 | 1部 |
| (4) 会社概要（公募要領6（1）④（エ）～（ク）を参照） | 1部 |

3 連絡先

- (1) 部署名：
(2) 担当者名：
(3) 電話番号：
(4) E-mail：

質問

※項目が不足する場合は、適宜、別紙等に欄を増やしてください。

※質問の回答は、メールにて上記連絡先に送付いたします。

令和 年 月 日

誓 約 書

神 戸 市 長 あて

申 請 者

所在地

法人・団体名

代表者役職・氏名

印

令和3年度KOBЕ“にさんがろく”PROJECT事務局運營業務の公募型プロポーザルの参加にあたり、実施要領等に規定する応募資格を満たし、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、審査・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効又は失格とされても異議を申し立てません。

記

- ① 神戸市内に本拠地又は本店を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- ④ 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤ 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- ⑥ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- ⑦ 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑧ 本市における請負及び委託契約の業務について、契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- ⑨ 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- ⑩ 業務を的確に遂行するに足る能力を有していること。
- ⑪ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑫ 租税公課の未納および滞納処分を受けていないこと。

以上

令和 年 月 日

令和3年度 KOBE “にさんがろく” PROJECT 事務局運営業務に係る
企画提案書の提出について

神戸市経済観光局農水産課 あて

所在地 _____

法人・団体名 _____

代表者役職・氏名 _____ 印

所属・役職 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

E m a i l _____

令和3年度 KOBE “にさんがろく” PROJECT 事務局運営業務委託事業者公募(プロポーザル)に参加したいので、別紙のとおり企画提案書を提出します。

なお、実施要領「4 応募資格、必要な資格・許認可等」を満たしていることを誓約します。

神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書

令和 年 月 日

神戸市長 あて

所在地 _____

法人・団体名 _____

代表者役職・氏名 _____ 印

※法人にあつては登録代表者印を押印してください

私は、神戸市が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」(以下「暴力団等排除要綱」という。)に基づき、貴市が行うすべての契約等からの暴力団等を排除していることを認識したうえで、契約の締結を行うとともに、下記のとおり誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する事由の有無を確認するため県警へ照会を行うことに合意し、貴市の求めに応じ速やかに役員等名簿の提出を行います。
- 3 暴力団等排除要綱第5条第1項各号に該当する者を下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。以下同じ。)又は他契約の履行に関連する契約の相手方(以下、「下請負人等」という。)としません。また、県警への照会の結果又は県警からの通報により、下請負人等が暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合には、元請人の責任において当該下請負人等との契約を速やかに解除します。また、貴市の求める期限内に当該下請負人等との契約の解除ができない場合には、契約解除や損害賠償請求等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 4 当該契約に関して元請として下請等と契約を締結した際、下請負人等に対し神戸市長あて誓約書の提出を求め(一次下請が二次下請と契約を締結した際は、二次下請に対し神戸市長あて誓約書の提出を求め、以降全ての下請負人間の契約についても同じ。)、元請の責任において貴市に対して当該誓約書の提出を行います。
また、契約に係る一連の手続きにおいて、締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者等に関して貴市が県警照会の必要性を認めた場合、関係者に対して当該誓約書の趣旨を説明の上で関係者より誓約書及び役員等名簿の提出を求め、速やかに貴市に対して提供を行います。
- 5 暴力団等排除要綱第5条第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、県警からの回答等の内容について、外郭団体等を含む貴市関係部局が情報を共有すること、並びに暴力団等排除要綱に従い措置対象者名等について公表を行うことについて承諾します。